

## 東北電力女川原発2号機の再稼働に対する 宮城県知事の同意表明の撤回を求めます(申し入れ)

宮城県知事 村井嘉浩さま

東北電力女川原発2号機(宮城県女川町、石巻市)の再稼働をめぐり、村井知事は11月11日、須田善明女川町長、亀山紘石巻市長と会談し、終了後の記者会見で、2号機の再稼働に同意すると表明しました。その際、こう述べています。

「原発がある以上、事故が起きる可能性は、私はあると思います。しかし、事故があったからダメだということであれば、すべての乗り物も、すべての食べものもですね、それによって事故が起こった過去経験があるでしょうから、それを否定することになってしまう」

私たちはこれまで、女川原発2号機を含むすべての原発の再稼働について、実効性ある避難計画が策定され、確認されることが最低限の条件であることを指摘してきました。もとより、自治体が住民の避難計画を策定しなければならない事業が社会に存在していることが間違っていると言わざるを得ません。ただ、百歩も千歩も譲って、避難計画の策定の必要性を認めたとしても、それが実効性あることが確認されてはじめて原発稼働の条件の一つが整うのです。

原発事故の可能性を認めるのであれば、実効性のある避難計画が策定され、確認されなければならないのは当然です。避難道路を整備する必要があるながらも、着手どころか予算もつけていない状況で、原発事故の可能性に言及しつつ、再稼働に同意表明することが、はたして有権者、住民の負託をうけた県知事として妥当な行為なのでしょうか。また、いったん過酷事故を起こせば壊滅的で長期的被害をもたらす原発と、自動車による交通事故を同列に論じてよいのでしょうか。

ここで思い起こさなければならないのは、東日本大震災の津波で児童・教職員計84人が犠牲になった宮城県石巻市立大川小学校(閉校)の悲劇がなぜ起きたか、です。最高裁第1小法廷は昨年10月、石巻市と県の上告を棄却。事前防災の不備による責任を初めて認め、石巻市と宮城県に約14億円の賠償命令が確定しました。この最高裁決定の意味するところを、宮城県知事として真摯に受け止めるならば、実効性ある避難計画がないことを承知で再稼働に同意できるでしょうか。

加えて、大阪地裁は12月4日、関西電力大飯原発3号機、4号機に対する設置許可を取り消す判決を出しました。新規制基準に適合しているかどうかの原子力規制委員会の判断の過程に「看過しがたい過誤、欠落がある」と結論づけ、設置許可処分は「違法である」と認めたのです。女川原発についても再稼働の前提条件に大きな疑問符が突きつけられたと言わざるを得ません。

自治体の首長の最大の使命は、言うまでもなく住民の生命と平穏な暮らしを守ることです。村井知事におかれては、女川町長、石巻市長とともに、もういちどこの使命に照らして、再稼働の同意表明を撤回されるよう再考を求めます。

2020年12月25日

脱原発をめざす首長会議

世話人 松下玲子 東京都武蔵野市長  
平尾道雄 滋賀県米原市長  
桜井勝延 前福島県南相馬市長  
村上達也 前茨城県東海村長  
加藤憲一 前神奈川県小田原市長  
三上元 前静岡県湖西市長  
事務局長 佐藤和雄 元東京都小金井市長

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場  
3-13-1-2F ノークビル  
TEL:03-6851-9791, FAX:03-3363-7562